

総合科学技術・イノベーション会議 重要課題専門調査会
地域における人とからしのワーキンググループ運営規則
(案)

平成27年12月21日
地域における人とからしのワーキンググループ

(目的)

第1条 本運営規則は、総合科学技術・イノベーション会議重要課題専門調査会（平成27年12月11日一部改正）の「(3). ワーキンググループの設置について」に基づき設置された「地域における人とからしのワーキンググループ」（以下、「WG」という。）の円滑な運営を行うことを目的に、本WGの専門性に鑑みて総合科学技術・イノベーション会議運営規則（平成13年1月18日総合科学技術会議決定（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議改正））及び重要課題専門調査会議事運営規則（平成25年10月11日総合科学技術会議決定（平成26年11月27日総合科学技術・イノベーション会議重要課題専門調査会一部改正））に加え定めるものである。

(所掌)

第2条 本WGでは、科学技術基本法第9条に基づく科学技術基本計画に掲げられる重要な課題のうち以下の事項のフォローアップを行うほか、重点化対象施策（科学技術重要施策アクションプラン対象施策）で特定された施策の推進のためのフォローアップ等に係る調査・検討を行う。

- (1) 第5期科学技術基本計画 第3章の(1)②ii「持続可能な都市及び地域のための社会基盤の実現(地域における包括的ライフケア基盤システムの構築)」に関する事項
- (2) 科学技術イノベーション総合戦略2015 第2部第2章 IV. iv)「地域包括ケアシステムの推進」に関する事項
- (3) 前各号に掲げる事項に附帯する事項

2 WGが、前項の調査・検討事項の議決内容について戦略協議会等と共有し、意見を求めることを必要と認めた場合、WGの座長は戦略協議会等の座長に議決する内容について連絡する。

(構成等)

第3条 WGの構成員は次のとおりとする。なお、1号から4号については、最低1名を構成員としなければならない。

- (1) 総合科学技術・イノベーション会議 重要課題専門調査会 専門委員
 - (2) 関係する分野に係る学術等に関係する有識者
 - (3) 関係する分野に係る事業等に関係する有識者
 - (4) 関係する分野の視点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者
 - (5) 座長が必要と認める者
- 2 WGに座長を置き、本WGに属する構成員の互選により選任する。
- 3 座長は、WGの事務を掌理する。
- 4 座長は、座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長に事故あるとき、又は座長が特に必要と認めて指示するときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 WGは、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

- 2 WGの議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。
- 3 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。
- 4 WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 5 WGは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。
- 6 座長が必要と認めたときは、会議にWGに属する構成員以外の者の出席を求め、説明又は、意見を聴取することができる。

(公開)

第5条 WGの会議は原則公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが必要と判断したときは、WGの会議を非公開とすることができる。

- 2 WGの会議を公開しないこととしたときは、その理由を公表しなければならない。

(議事録)

第6条 WGの会議の議事録は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認めたときは、WGの決定を経て議事録のその全部又は、一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により、WGの会議の議事録の全部又は、一部を非公開としたときには、その理由を公表しなければならない。また、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

3 議事録、議事録の非公開理由、議事要旨は、適切な方法により公開しなければならない。

(庶務)

第7条 WGの庶務は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（ライフイノベーショングループ）付において処理する

(雑則)

第8条 この運営規則に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定めるものとする。

附則

(施行日)

本運営規則は、平成27年12月〇〇日から施行する。